# 楽所奉行方宗綱卿

御楽始や七夕御楽などが中心であるが、地下楽人等の叙位任官や所領相 楽人間の連絡を管理し、 雅楽の運営にあたり、地下楽人も統轄する」役目であり、 記録で、文明一一(一四七九) 論に関する記事も多い。(3) わるまでの記事を収める。楽所奉行(楽奉行とも)とは、「天皇の下で わって奉行を命じられてから、 本書は、松木宗綱(一四四五~一五二五)の楽所奉行としての活動 統轄する長」であるとされる。記事の内容も、(2) 年七月の七夕御楽に際し、 同一九年七月の七夕御楽で山科言国に替 四辻季春に替 「禁裏奉公の 0

書が宗綱本人によって作成されたものか、 及び二月月次御楽とともに「陽照院儀同宗綱公記」と題する別の記録と よって編集されたものかも詳らかにし得ない して伝来しており、 宗綱が楽所奉行であったにも関わらず、大永四(一五二四)年の御楽始 れておらず、日次記ではない。一方、文明一六年三月の御楽始の記事は、 記事は編年に排列されているが、楽所奉行に関係しない事項は収めら 部類記として完備しているわけでもない。また、本 日次記などに基づいて後人に

時代は笙を家業とした。同六年に叙爵。蔵人頭左中将を経て、文正元(一 流の嫡家で、 記主松木宗綱は、 文安二 (一四四五) 祖父宗宣から松木を称したとされる。 権大納言松木宗継を父、権大納言月輪家輔女を母と 年に生を享けた。松木家は、 家格は羽林家。 藤原北家中御門

> 納言となった。永正一二(一五一五)年には官を辞して伊勢に下ったが 年に権中納言、文明二年に兵部卿を兼ね、長享二(一四八八)年に権大 四六六)年に参議に任じ、さらに左大弁を兼ねた。応仁二(一四六八) して法名玄空。大永五年八月二日、八一歳で薨去。追号陽照院 同一五年、将軍足利義稙の執奏によって従一位准大臣となる。同年出 本書の原本は伝わらず、 以下三種の写本が現存する。

渡

邉

正

男

本によって、『大日本史料 御所東山御文庫記録 料編纂所図書室閲覧端末でモノクロ画像が公開されている。 冊本。書誌情報は未確認。 御文庫本」 同 第八編之一二』文明一二年七月七日条に採録されている。 丙四九」 第八編之一一』文明一一年六月八日条及 史料編纂所に影写本を架蔵する(「京都 架番号三〇〇一—一一一二六)。影写 中

東山御文庫史料「楽所奉行方宗綱卿記」(勅封一五五函六—一、以下)

ている。 立国会図書館デジタルコレクション」によってカラー画像が公開され 四冊本。法量は各冊概ね二八・八糎×二〇・〇糎。 表紙は黄土色。 料紙は厚手の楮紙。外題・丁数等は翻刻参照。 四ツ目袋綴の 包背

会図書館本」

国立国会図書館所蔵

「楽所奉行方宗綱卿記」(ほ―六二、以下、

国

## 、国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本「楽所奉行方記」 三〇、以下、「高松宮家本」 (さ函

九年)を参照。 松宮家伝来禁裏本目録[分類目録編]』 ベース」によってモノクロ画像が公開されている。 五冊本。 書誌の詳細は、 国立歴史民俗博物館「館蔵高松宮家伝来禁裏本デー 『国立歴史民俗博物館資料目録 (国立歴史民俗博物館、 八一 100 高 夕

と一具であった可能性もある。 国会図書館本もこの禁裏本に含まれていたと考えられ、 送され、侍講局の所管となった禁裏本の一部が、翌八年に東京書籍館 られている。 国図書館蔵」の朱方印が捺され、表紙には「東京図書館」のラベルが貼 に東京図書館、帝国図書館)へ貸与されたことが明らかにされている。 ら第五冊に相当し、高松宮家本が本来のかたちを伝えていると考えてよ い。国会図書館本は、各冊第一丁表に「宮内省図書印」の朱方印及び「帝 右のうち、 明治七(一八七四) 御文庫本が高松宮家本第一冊に、国会図書館本が第二冊か 年に京都御所内の御文庫より東京に回 元々は御文庫本

はいえない点が散見するため、国会図書館本及びそれと一具であった可 四日条の傍書 能性のある御文庫本を底本とし、 検討したが、校合の結果、文明一六年六月二九日条の大神「行秀」を「行 翻刻に当たっては、 同七月二日条の豊原「慶秋」を「豊秋」とし、文明一八年二月一 「十三日催之」を欠くなど、国会図書館本に比して善本と 五冊が揃っている高松宮家本を底本とすることも 高松宮家本との校異を注記することと

## 註

- 1 第二〇集、一九九四年一二月)七四~七五頁。 坂本麻実子「応仁の乱後の天皇家の雅楽」(『桐朋学園大学研究紀要
- (2) 三島暁子『天皇・将軍・地下楽人の室町音楽史』(思文閣出版、二〇一二 年) 二八四~二八八頁。
- 3 文明一八年二月一三日条では、地下楽人山井景兼の所領相論について 「以楽奉行可申入之由仰」とされている。
- (4) 『大日本史料 第九編之二六』大永四年二月二一日条に採録されている。 第八編之一六』文明一六年三月二八日第一条及び 同

5

二〇一四年三月)。 御所旧蔵本の由来」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一八六集、 書の旅』貴重書刊行会、一九八八年)、小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵京都 伊地知鐵男「訪書愚蒙記」(財団法人日本古典文学会編『訪書の旅

- 漢字は常用の字体を用い、異体字も原則として常用の字体に改めた。
- 本文には、 適宜読点(、)と並列点(・)とを加えた。
- 、丁替りは、 所の行頭に、その丁数及び表裏を(1オ)(1ウ)のように標示した。 各丁表裏の終りに当る箇所に」を付して示し、 始めに当る箇
- 、本文に置き換えるべきものには〔 〕、参考または説明のためのものには ( )を以て傍注を付した。
- 、人名については、原則として、各冊及び各年の初出箇所に( )を以て 傍注を付した。
- 本との異同について、〔 イ〕のように傍注を付して示した。 第一冊は御文庫本を、 第二~五冊は国会図書館本を底本とし、

楽所奉行方同 十二宗綱卿記

(1オ)

為都護卿番代参 内(甘露寺親長) 内、 晚頭以勾当内侍来月御楽可申沙汰之由仰之、

亰

前集

中街

納

|| || || || ||

無所存、 非、 此 事先年 畏之 一可奉 マ由 而間 甲入了、 [再往雖 斟 芐 酌 泛由 申入、 然依 人有子細 不可 可然由勾当入魂之条、不知其後尚四辻亜相申沙社細其後尚四辻亜相申沙社 不及是

旭 古 日 仍不参、 天晴、 為丁聞祗 今 日 候之処、 一御月次御楽也、 以勾当 一内侍被出七夕御目録、 予歓楽之後、 依 低無力 不叶

平 調

七夕可 雲楽 '有御楽、 2只拍子、 五常楽急 可令参仕 給之由 夜半楽 内 太平 宗綱 ]々被 平楽急 仰 F 候也 王昭 君 宗綱恐惶禁 宗綱恐惶禁 謹 林哥

六月廿八日

川殿

今教出季

七夕可 '有御楽、 可令参仕 給之由、 内 々 被 仰 下 -候也、 恐惶 謹 言

宗綱

院 院前大納言殿 (通秀) 十八日 川 ①辻大納言四(季春) 殿

中

七夕 可 有御 楽、 可令参 仕 給之由、 内 宗綱 々 被 仰 F 候 也 恐 ||々謹

六月廿八 日

七夕 可 有御楽、 可 令参 仕 給之 迪 内 |々被 仰 下 也 謹

綾田 (四辻季経) (四世季経) (四世季経) (四世季経) (四世季経) (四世季経)

月廿八

日

宗綱

(4オ)

日

二(平伯)資 条松二益 条資付

(2ウ)

蔵 二條 二條 (平然資本) (平然資本) (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 (本語 ) ) (本語 ) (和語 ) (和語

七月 H 北少路 立皇 居 焼亡、 仍 御楽停止

文明十二 二年六月

仍七夕可有御楽、 廿 九日 晴 参 内 可 申沙汰之由 依当 也 依 修 理 職 未 補 当年 未御楽被行之、

(3ウ)

七夕可 有御楽、 可 `令参仕之由謹承候了、 早 -可存. 知候 也 恐惶 謹

言

七月二日

可 有 御 楽、 可 令参仕之由謹承候了、 早可存知之由 可 得御 意

言山七国科夕 [謹言、

言

七夕 有 月四 Н 令 Ţ 早 存

亓 御楽、 可 参仕之由承候 基園 可 知 候 也、 々 謹

七月六日

舎」

以 女房奉書被出御目 録、 地下之輩之儀、 縁秋朝臣 可申合之由

調 高壇紙、

三台急 相<sup>領</sup> 五常楽急 夜半楽 0 郎 君子

鶏

徳

楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉)

万歳楽<sup>県拍子、</sup>三台急 (通季) 中院以下随所望蜜 中院以下随所望蜜 四日、烏丸許遣人、 四日、烏丸許遣人、 所望蜜々注遣 地 下人

々

座

生打坂之事、 <sup>〔板〕</sup>

可

被構之由

审

無

子

細

七夕御楽仮屋打板以 七月四 下之事、 可 有御 F -知之由、 内 ||々其沙汰候

也、

(147)

(4ウ)

伯資今 二益出季 位王川 殿 月

八二日遺御教書、 「祖村言国 「全宰相殿 「本資冬」 一条宰相殿 「本資冬」 一条宰相殿 「山村言國」 「本資冬」 蔵(土) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (本年) (本年) (本年) (本年)

中将 三殿

殿

·将殿近日伏見居、 仍不及遣之、

地下 之輩召仰縁秋朝臣、

七夕可有御 請文 楽、

可

`参勤之由奉候

了

早

可

存知之由、

得

御

意候

哉、

謹

言

七月一

H

通命

秀院

綾小路新中将 (田向重治) 中将 (後量) (後量)

(3オ)

汰 非

雖

行由被仰

(5ウ) (5オ)

景山景山俊綾 益井康井量小 朝朝路 臣臣 重領伯 治 朝 位 慶 (豊原) 二条宰 豊原用 御(後 所土 作門笙 夏豊 秋原 簾籐 袁 同季音 統豊直 秋原秋 中親王 前 大鼓 鞨鼓 琵 中 琶 相 兀 納 篥 秋 臣 七夕御楽 天皇 [辻宰相中 萺 資氏朝臣 三 中院大納言 枝<sup>(豊</sup>縁 秋<sup>原)</sup> 朝 臣 元(甘露寺) 安倍季継 将 国朝臣

> (1オ) (6オ) 所役殿上人事、 (今出川教季) 右府不参之間不 (西功城) 大神景熙 文明十三年四月 表紙 楽所奉行方文明十三宗綱卿記」 鉦鼓 不役之、 兼日 左衛門権佐 園前中 納 以連 言

・極臈・四辻宰相中校 (五辻富仲) (五辻富仲) 里・菅原在数等触之、

将 雖

蔵人将監 量 祗

在数等触之、

以

候、

鞨 円

鸭鼓直秋借進上、 (豐原) 円座事、依無御所

:進上、鉦鼓景兼進借之、 (垂) (無御所御座、竹園申出、古校、八江殿中 (重) (後上御門天皇)(伏見宮邦高親王) (了山聖智)

伸出、

五枚

楽器之事、

烏丸

八殿折岳、

如此遣之、依所望也、

(1ウ) この 御 御楽始日時 られ候へく候よし申せとて候、 十 かくは 今月十 り月御 旦 廿三日 Ĺ 六日庚午」 七 かくはしめを御さた候 匹 自 月十 日辛酉 内裏女房奉書被下、 丁 ほ 卯 0 日 時午 きま 時午 11 'n 候、 はんする日をとらせられてまいらせ ち 陰陽頭安倍玄 やう日仰下されて申 有宗

(2オ) 勾当内侍とのへ申給 (四辻春子) するよし御心え候て、御 来廿三日 可有御楽、 |月十| めの 可令参仕給之由、 御ひろう 候 むね綱」 内々被仰下候 也 一つけ候 宗綱恐惶 は

h

一通今教 内()位秀出季 蔵科殿 ĴΠ 原国) 園(基有) 白 川納言 将氏殿 殿 伯資益王) 綾少路中将開(後量) 殿 条前令 綾少路新立 (田向重治) 田宰相殿 四辻宰相 中将殿 笚

中院

殿

将

殿

破 酒胡子

地久急

目録同前、

御残楽三、

五反、

七月 量景 益力 大鼓

統秋朝臣

Н 七夕御目録被出之、

宗明楽只拍子、 七夕可有御楽、 採桑老 可令参仕給之由、 蘇合楽 秋風楽 内々被仰下候也、 青海波 白 宗綱恐惶謹言、 柱 千秋楽

宗綱

今出

川殿

刻限可為酉一点之由、同其沙汰候也:追言上

七月二日

相殿 中院 園少将殿 位殿 内蔵 頭 殿 園前中納言殿 綾少路中将殿 伯二位殿 綾少路新中将殿」 四辻宰相中将殿 蔵人左少弁殿 二条前室

七日、 秉燭被始之、 西刻計参 所役左衛門佐以量・ 菅原在数等也、(唐橋) 先有

樽 一荷、地下一樽・一折等遣之、外様於鬼間如例被出折二合・

七夕御楽書様如端、

日 御番御参、 被進散状、」

御 直豐所 秋原作 中院 豊原弥秋政名字、 位 伯 位 言 国 朝 臣 重治朝臣

宗綱

英

二条前宰相 安倍季継 同季音

量康朝臣 [景力]

俊量朝臣

元

長

量景 兼力

量景 益力 太神量熙 [景力]

文明十四年六月廿六日、 引合一重書之懷中、

自

·由仰、仍縁秋朝臣召仰、遣尋花山院之 (豐原) 内裏以女房奉書七夕御楽目録被下之、

名器置之以後、

取出懐中、

授前右府、上

上首人、

但初参之人々依参否可直被下由仰、

(8才)

廿七日、勾当局へ以御文被下、花山院大納言七夕参仕之事存企云処」大略治定由被申之、

縁秋朝臣

峯

秋

t目録可被下改之由御申、 又被改之、

仍御

平調万歳楽只拍子、 鶏徳被入之、被除慶秋雲楽了、

万歳楽世拍子、 o 三 台急 甘州 五常楽急 太平楽急

可令参仕給之由 内々被仰下候也、

宗綱恐惶謹言、

(8ウ)

七夕可

有御楽、

七月二日

郎君子 慶雲楽只拍子、 (7ウ)

青 秋 海 滅 滅 楽

徳貫子 白柱異名、今度如此書之、

盃

酌

事

千秋楽 蘇合急 採桑老 宗明楽只拍子、

(7オ)

(伏見宮邦高親王カ) (伏見宮邦高親王カ) (今出川教季) 琵琶」

中親王 鞨鼓 四辻宰相 大鼓 中 鉦鼓 園前中納

統秋

目録書様 (山井カ) 大神皇俊 (景カ)

慶秋

盤涉調

言

基富

(10オ) (9ウ) (9オ)

統實攀實重田言山花 秋原秋原治向国科山 朝朝臣 臣臣大納言 七夕御楽仮屋打板等之事、

藤

燃松丸

直<sup>(豊</sup>緑秋 朝臣

御所作 (後土御門天皇)

訔 資自 氏明 位 臣

中 院

位

七夕御楽 <del>~</del>

於此亭沙汰、

仍毎事令扶眼了、

藤松丸参懃事、 (豊原益秋) 烏丸殿」 童体出 **社之例、** 

規非分明、但景秋子息参仕云々、藤松丸参懃事、内々伺被申、童休 衣裳事者注置、 近代不見及之由 仰 沙 先

又此分令入魂給之、 仍水干可着用之由 可為如何哉之由:

(11オ) 鉦鼓

景(山 益井)

大鼓

下人数有右、親王御方并此院御作善往生講、於:(後花園天皇) (線上親王) (後年園天皇) 并伏見殿渡御、僧衆記(邦高親王) (が伏見局可被行之、 僧衆以下之事、 可 `申沙汰之由

ヲ

楽器自 「御所被渡之、 召進、 依歓楽繁秋 鞨鼓繁秋(豊原) 申付持之、 量俊後被召加、 ·兼日民部卿下 (百川忠富) (之由仰、御点7 F 地 向

申

付

候 心也、 宗綱恐惶謹 言

下

(11ウ)

来廿七日、 之輩慶秋召仰、

於般舟三昧院

可

有往

上生講、

可

被参仕

給

之由

内 Þ

被

月十九日

辻宰相中 院 位 殿 将 殿 内蔵 園 前 頭殿 中 納 言 殿

今出

Ш

殿

伯二位殿

四 中 (10ウ)

太仙 景俊線 神井康力量小 景 朝 朝 俊 臣 臣

(資益王) (資益王) (面) (面) (面) (面) (資益王) (資益王)

殿 殿 懸今教 追<sup>帋</sup>出季

殿

言 Ш

剋限

点之由、

汰

候

也

園 河海為

中有西

七夕可

'有御楽、

所役事

可令存

知給之由、

内

Þ 被仰下

<del>.</del>候 也、 謹

言

宗綱

左兵

八衛佐殿

故障

七月四日

七月四

日

宗綱

任

例

可 有御下

·知由

内々其沙汰候

也

(勝仁親王)

辻 ·宰相·

中

園前中納

言

慶魚(豊原)

鞨鼓

基富朝臣 (今出川教季)

(伏見宮邦高親王) (大見宮邦高親王)

景山元甘 兼井長 朝 臣

二条前宰相

葉

安部

季継

左大臣

景兼 俊量朝

景益

遠

前

中

納

玉田(綾小路有俊カ)

安部季継

笛

臣

元長朝臣

院

位

三位

往生

潚

笙

慶秋

直秋 峯秋 伯

言

国朝臣

宗綱

篳

棄

右兵衛督 殿 蔵人右中弁殿(甘露寺元長)

此外楽林以書状内々申(有璠、綾小路有俊) 送

参仕之衆青侍誰色、自長老時ヲ被申寸、氐自寸、L'地下之輩被下酒肴弐百疋、自是養橋〈自長老又百疋被遣、地下之輩被下酒肴弐百疋、自是長橋〈自長老又百疋被遣、

採桑老(今出三教季) 往生 盤涉調 潚 可為楽拍子之由被仰定、 雖然臨期為只拍子

位等依忘見、

内々親王、申入了、

合序 楽 同三帖 急 青海 同 破波四 帖 三反 Ŧi. 帖 同 破 急 海 破波

竹林 楽

(13ウ)

此散状進之処、 太神景俊

両親王之儀非禁 (勝仁親王·邦高親王)

单

簾中 何、

親王御方

争、讃後大通院御所佐(伏見宮貞常親王) 万「可書進之由仰、此

此

事

如

被経御沙汰之処、東山左府、後崇光院、大通院卅三廻(伏見宮真成親王)(伏見宮栄仁親王)中書載不可然之由仰、式部

作

此時被経御沙汰之処、

申 中之由申之云々、 之時被行法事、

云

若被載親王人

如大臣之座可

有出座、

不然者、

如女房 可

7為簾 散

鹿苑院於北山

.舞御覧之時、

大通院渡御御所作、

(14才)

状載簾中云々、

然非限

禁中事

歟

佐為

叡

慮

如仰書進了、

四辻宰相中将依重服不参、両人重度中院一位依丙穢不参、雌魚、依時中院一位依丙穢不参、雌魚、張有先規、依時中院一位依丙穢不参、雌有先規、依時中院一位依丙穢不参、此人、大明十五年七夕御楽当年御楽始也、文明十五年七夕御楽当年御楽始也、

能触、 雖有先規、依時宜不 両人重服也、不及三同前、但地下慶秋・(豊原)

天皇

万歳楽只拍子

三台急

五常

楽 破

同

急

春楊柳

太平楽急

鶏徳

(豊原) (豊原)

平調

七夕御楽

(14ウ)

統豊慶 秋原秋 初朝臣 等。(花山院政長) (古科)将 (山科)将 (重祖)中今度初参、仍束带也、 (豊原秋原) (豊原秋原) (豊原秋原)

統秋 大鼓

鉦鼓

書立申了

繁秋

鞨鼓

(勝仁親王)

四

1辻宰相

中

東京大学史料編纂所研究紀要 第29号 2019年3月 (152)

簾

中

几

辻前(実

中仲

納

言

鼓

簾

中

袁

前墓

中有

納

言

基富依霍乱臨期不参、

慶秋朝臣 (豊原)

大鼓

鞨鼓

四

笚

将

[辻 宰 奉 相 経

琵

琶

(16才) 夏風楽 廿二 四(季経) 来廿 楽 日 五中五也、 日 日可有御楽、令祗経日可有御楽、令祗経(後星) 御方 (後星) (元長) 鳥急 有 御 楽 賀 一般急 午 一点也、 胡飲 寺殿 候之由 (邦高親王)、比巴 酒 山會 破 山科殿 白川 (松札) (松札) (松札) (松脱カ) (松肥カ) (松田カ) 武 徳 (勝仁親王) 14下候也、 成力] 楽 新羅 殿 方 田重(重治) 陵 御後 至 所資 殿

太神景俊 山量景 井**煕**か **近** 繁秋 文明十六年五月廿一 大鼓 鼓 日

> (1オ) 繁銀(豊原)

楽所

卿

記

季継申季貞監 六月廿六日 以御文被申長橋局、四辻春子 文明十六年 所奉行方文明:t (跡事、 |李久孫、季富子也、 

勅答

御返事未到、

廿九日、 南都舞 仍超越行之った。 可季継知行、 奉公之由献申状、 型行之 『而」 可被任兵庫允、 (元カ) 助験 (元本) 財務行秀兵庫助・ (季イ) 然者彼 跡一 先代未聞事也、 人沙汰立、 F也、以御文『被付勾当局、 (四辻春子) (四辻春子) 申事、 奉公之事尚 行之雖為 o 可 申 上 上首少年之者: 付由

於此

道 也 可

作御笙

屯

(1ウ)

地 久急

> 御 口兵衛督 (新路俊量) 所 作 笙 (勝仁親王) 元長朝臣(甘露寺) 予(松木宗 科国 朝 臣 資白

山量景 井兼力

**(**伏見宮邦高親王)

(16ウ)

(15才)

同季音 (平松資冬カ) (平松資冬カ)

相

安倍

藤松丸

宗松

綱木

(山井カ) (山井カ) (甘露寺) (甘露寺)

氏 朝 臣 重亩

治向 朝臣

(153)楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉)

被仰出了、

ラ御楽

採桑老只

万秋楽

~破

蘇

合急

輪

台

青

海

白

柱

候 剣叙 也、褌 神

脱

恐惶

謹

破波

やうになためおほ? 「御返」 と思食 て にて候、 Ŕ くるし れ申され 文のやうひろうして候、 候へは、 さやうに僧にて候 しからす 候、 しく としよりにてかくてなけき申 候やうに候、 ふひんにおほしめし候、 帹 おほ のこさゐを行元にも つるものにて候は はせら しめ 行 れ候 し候へ つる事にて候は まゐ 元上首にて候は へく候よし申せとて候、 人行 は、 おほせきかせられて、 両人御め のり・ ことにくわんの事にて候ほとに、 よの 候所もその , , ń 行ひてか申 官 ん候へく候、 いにはかはりこ 所持もある おそくなり いわれなきにあ かしく 状、 á りこへするか [候はんカ] 所〔持吾 候ことは 御らんせ く 候 は ぬ

七月 日

僧 七夕御楽御目 季貞可 盤渉 調 '沙汰立事、 録被出、 (豊原) (豊永) (豊永) 明臣] (豊永) 明臣] 次季貞 可 (跡事、 談 哈之由 季継可 仰 則被召仰 管領之由 被 仰 出 舎弟

千秋楽 七月一 七夕可有御 楽、 内 々 、被仰下

殿 (イナシ) (イナシ) 頭弁殿 頭弁殿 原 頭中将B (園基富) (基有) 東中将殿 綾小路中 開墾電 四辻前中 (兵性) (東世) (東世) 中将 納 言 殿 殿 源母重経 (庭田重経) (産田重経) (季経) 相経 中 右 大 大 大 形 政 将

七日、

労依御 御 楽秉 苸 燭 -喩御所作、 被 始 今日 大珍重、 (青田力) 大珍重、 (青田力) 参 懃、 毎: 事 如 例 年 親王御完 方此 間 御

所

地 下 散 狀

H (慶秋朝臣) 上持参、 則 上下散状被進、 一行書如例

(3ウ)

簾 中 四 1辻前で 睾相 中 将 兀 1辻前 单 納

言

鼓

大鼓

景山 兼井

鉦鼓

太神景俊

自勾当内侍(四辻春子) 有書状、 則 遣慶秋 朝臣所、

(4オ)

と仰 かん せら 0 しうのたゝ ŋ 秋 中候 へく候ほとに、 ひやうし御しよさのときもとも御馬を下され つかはされ かしく、 候、 とり にま W 5 ゼ 候 候

ひやう部卿とのへ (松木宗綱) れ候へく候よし申せとて候、

此 御 御文相 倉辻許 秋朝臣 他行之由申之、 違、 被置、 非御伝受、 直 · 可 '賜之由仰之、 御所作也、 自 法花堂直"参番 直春御参之時有此事、 是入之由以勾当令披露了、 (四辻春子) (四辻春子) 于今御 御 馬

笙

直 ( 御 秋原所 作 院

繁豊 秋原中 位 藤松丸 (豊原益秋) 言句 国科 朝

臣

重亩

治向

重庭 経題

峯豊

秋原

朝 臣

倍 秋 宗

篳 篥

安倍 季継

室相中) 笛 将 右兵 衛 督 元長朝臣 **公景** 井廉康 朝力

琶

中

Ш

慶秋朝臣

景山

益期

但 汰歟、此御文有御伝受、如 必又不然歟、 可 益、一 何、 曲 御 :所作無為之時、 必被下御馬之由 申

廿 照今一 秋橋日

以知行摂州小八幡林事、 如此被下女房奉書、

く候、 うは人たいをもとりたて、ほうこうさせ候へくよし仰せふくめ候へり候うへ、けいくわゐの事にて候ほとに、くたされ候へく候、しゝ まいり候はて、 てる秋か事、 ろ( めしあけられて、のり秋のあはれに両御所の御しはんにまいかはちの事はまつかつみやうにのこしをかれ候、つの国のとこかはちの事はまつかつみやうにのこしをかれば、つの国のとこのはちの事はまつか しせん申しさゐなと候かた候は、、 八はたの神事にしたかひ候はす、 ちきやうともふさけ候こと、 その時おほせられ候へく いわれなくおほしめし 此御所の御かくにも(後土御門天皇)

候よし 申せとて候、 あなかしく

ひやうふ卿とのへ」

但讓状正文社家奉行故飯尾肥前守許預置云々、去寬正二年、家秋朝臣讓与云々、然者其子細以去寬正二年、家秋朝臣、秦倾候処、当時景康朝臣知此事召仰慶秋朝臣、尋仰候処、当時景康朝臣知 当時景康朝臣知行云々、 然者其子細以申状可申入之由仰 社 務補 任有之正文 糺明之処

廿四日

彼案文、

此正文、

両通目安相副、

付長橋局了、

Ŕ も申候 てる秋知行の事、 とて候、 あとをもとりたて候はす、 のり秋にたひて候、 以はぬやらん、 かしく、」 0) 又かけますめし候て、家秋申をきかこ申候へとり秋にたひ候よしおほせられ候つる事、なにと 心へ候へとおほせられ候へく候よし申 又ゆつり状をもけさんに入候はぬほ せ

S やうふ卿との

廿 九日

景 原朝臣. 知行讓家秋之事、 景兼可相尋之由仰、 仍召仰、 申 芸

彼

在

(7オ)

(6オ)

九月

何

康朝臣云々、

不存巨

細之由申、

此讓状去寬正二年云々、

時代不同

対于家秋朝臣依有忠労、

譲与景

所普広院殿御代北野日供相論之時、(足利義教)

御人数、 十一日 但頭中将・中山宰依召内々御祗候、 中山宰相中 今月末御楽可申沙汰事、 将 可被加事、 景益知行」 御人数以前可為

十二日 景益并景俊文載可申入事等也

自禁裏太子丸可召進之由 八幡林事、 景兼進書状 仰 為被図之由 也、 則申 付 御 楽可為来廿

六日云々、 御目録被出

海青楽 黄鐘調 拾翠楽急 蓮花楽只拍子 喜 春楽破 桃 李花 \_

帖

応天楽

河

南

浦

十五日、

太子丸御 返 页 則 葙 副女房奉書遣統秋許、 十六日渡之、」姉比丘起来

(6ウ) 廿六日、

故障、 午刻有御 依観楽也、 楽、 御 所作笙、 地下之輩慶秋朝臣・ 親王御方同、 景兼・繁秋・統秋・安倍季継 (邦高親王) 御琵琶、 子・四十 四十 候 頭 介俄 1辻宰

鐘調

蓮 花 楽具 喜春楽破 桃李 花 帖 応天楽 河 南 浦 海 青 楽

拾翠楽急

此外臨期被仰出渡物、 青海(波) ・央宮楽・平蛮楽、

八幡林之事、 召放事不便之由申之、 朝臣之事、 家秋為奉公之身、 以勾当御披露、 照秋於讓与者有依遠近可被改之条、 、景康今当奉公也、已 (基層) (基層) 已譲渡之上者、 家秋朝臣譲与景康 何子 細 可

(155)楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉) 参着

<sub>西町、次子、</sub>

次四辻宰相・右兵衛督・

新三位

頭弁元長朝臣、

重

治朝臣等也、

所役新蔵人、

於黒戸有盃酌事

八日、

(7ウ)

三月

十月

日亡母卅三廻云々、(中院通敏女)

一位可被召加之由仰、

仍自十日比可申暇之由存由、[中]?被召加之由仰、則申遣之処、

故障、

今月

廿

六

内々被申送了、

景兼進書状事、 量俊不進書状事:

哉

此 条御具御 奏聞、 勅答被召御前被仰畢、

廿七日、

今月御楽可為来月三日之由被仰出、 今日御目 1録被出、

太食調 長慶子五反、 打毬楽只 指壱越調 (新力) 蘇芳菲只拍子、 傾坏楽急 放鷹楽 太平楽急五反、

納曽利 崑崙破 同急

抜

頭

十一月

Н

明後日 御 :楽御延引之由 仰 親王御方御発気未散之間、 」為御養性 云々、

候処、 人数之事、花山可被参之由被仰候、(花山院皎景) (花山院皎景) 自禁裏被下女房奉書、御月次可為昭 量益八幡神事参向、 御月次可為明日、 直"細川兵部少輔上洛迎下国云々、仍先被仰候、地下之輩峯秋·量益可被召加之(政之)

然者如以前統秋可被召加之由 仰 則其分申含了、

九日、

三位・頭弁・重治料言国) 此事、 親王御方簾中御座、 頭弁・重治朝臣等也、 小時各被参、右大将・四辻宰相中将・右兵衛督 式部卿宮臨期御不参、(伏見宮邦高親王)。(伏見宮邦高親王)。)、頭中将依不具不参、 於御学問所」 無出御、 先右大将 東有 新山

(9才)

右大将

新三

位

重 治朝 臣

繁秋

宗綱

石兵衛督 笛 元長朝臣

景

兼

四辻宰相 筝 笚 将

鞨鼓

(9ウ) 統秋

慶秋朝臣 大鼓

笛 狛壱越調 篳篥 安倍季継

右兵衛督

筝

鞨鼓

親王御方

四辻宰相中

繁秋 大鼓

太食調

打毬楽只拍子、 蘇芳菲只拍子、 傾坏楽急

放鷹楽

太平楽急親王御方・右兵督・〔衞脱〕

抜頭 長慶子新三位・頭弁

狛壱越調

納曽利 崑崙破 同急親王御筝、

御楽散状

篳篥

安倍季継

親王御方 笙

(156)

位 •

中山 先可被召

宰相中将

加歟之由被申入、

御目録

今月御楽可為来十一

一日之由被仰出、 基富朝臣等被除之、

御人数之事、

依去月故障中院

中院通秀

(中山宣親) 宰相中将依有子細

二旦 十二月

破

狛壱越調

廻坏楽只拍子、

泇 )陵 頻

急

胡 飲酒

序

同

破

北

庭

楽

安楽塩

陵

王

壱越調

懺法講

慶秋朝臣

鉦鼓

(11ウ)

狛双調

同

急

長宝楽破

同

急

延

喜楽

妙香院殿卅三回追善、十一月廿七日、

院被仰、 承仕役之、 僧衆八人、 本尊仏供常福寺被渡之、 於入江殿御堂被構道場、 有懺法講、 道荘厳如例 以北庫為楽所、 華鬘・花筥自理 依故障恩徳 呂自 東 世 東 性 永

兼日大原衆招請之処、

宣文各被

相

触

信山

科申暇、

Ш

科居、

頭弁他行云々、

花山以御教書

院召寄畢、

十一旦 申了、 以回 三日 地久破

明日御楽延引、

可

·為来十六日之由被仰

黑

竹園御稽古未熟之由(伏見宮邦高親王)

御

仍被相触

蘇 合香序 **温渉調** 

同三

同

四

11帖只拍子、

同

五.

帖

同

破急

三反、

輪

台

青

□ 計畫 東 直秋 繁秋 景益 統秋 用秋 季継(言国) 《曹国) 《曹国) 《曹国) 《唐) 右贴 兵衛 督 門 拍 子 無 所 佐 秋朝 殿作 臣

**峯秋** ດ

十六日、

退云々、

不

(12ウ)

御楽散状

親王御方

中

院

位

新

位

重治朝臣

重 経

秋朝

臣

峯 秋

宗綱

(12オ)

仰下、

地

十三日、 云々、

中院一位競望、可被召加之由仰、 下之輩慶秋朝臣・峯秋

繁秋 仍則相 景益 • 景山触 安陪季継可仰之由

両所之外更無其儀之由申、 照秋知行之事、 則召仰慶秋朝臣、 式儀之由申、河内国知行右衛門佐方也、 (畠山義就) 両所之外猶有之由申云々、可尋決之由! 仰 仍此方不及准 景益召 仰

盃酌事、 御月次御楽也、 中納言以 地下之輩於御懸被下」 下参候、 午刻参内、 所役新蔵人祗候、 随身、御学問 畢 円 所前如去月、 座以 下構之、

中

院

位

袁

事了於黒戸

安倍季継 葉

楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉) (157)

(14オ) (13ウ) (13オ) 式部卿親王(伏見宮邦高親王) 右兵衛督

益

景煕

(15オ)

下共

可

·斟酌之由申之、

尤以狼藉之申状也、

然者以書状可申之由

慶秋朝臣召之処、

依他行召進繁秋、

四个所可領知由仰之趣申含之処

景益八幡林事、被下返之由召仰

以前已八幡林拝領之処、

一事両様之仰、

却而無其曲之間、

自余縱被

笛

元長朝臣

景益

園前中

納

言

(14ウ)

十九日、

慶秋朝臣来、

(幡林事被下之由被仰

出

輪旨之事可申沙汰之由〔綸〕

审

無知行之由申、

仍折帋相副進上、[紙4]

仍景益申照秋知行河内国高宮郷

同

郷

内付等之

此子細自花山召仰云々、

然者輪旨之事為花山可被申歟之由返答了、

昨

日御楽散状被進、

仰、畏之由(豊) 以 世之由

八幡林之内両所 八幡林事、

慶秋可被下之由仰、

則其旨可下

-知之由 召、

景益可被召放事不便思食間、

不可被

徂

畏之由御申

廿日

峯秋 繁秋 慶秋朝臣 親王御 景熙 繁秋 式部卿親王 安倍季継 右兵衛督 四辻宰相中将 高麗 鉦鼓 琵琶 篳篥 大鼓 大鼓 筝 鞨鼓 笛 鼓 方 四 元 長朝臣 辻宰相中 園前中納

言

(15ウ) 廿一日、 付了、 云々、 繁秋参、 今橋将監殿 (照秋) 九月十三日

御知行分津国八幡林事、 被申之子細候、 へ御出候はん、 然者景益朝臣譲与之之儀可為虚説歟之由申、 八幡林事、 譲被申事実候哉、 御上候へく候、 慶秋如此申、 故大和守殿御ゆつり候とて、(今橋家秋) 是にて可申談子細候、 委可承候、 去秋照秋方へ相尋之処、 又御隙候は 申、如何々々、 山井因幡守殿 (山井景益) (山井景益) 恐々謹言、 如 此

御怨態預御状候、 仍つの国八幡領私知行之事は、 今度一 乱後者 類

十七日、

御

はんにも御しせう候はぬほとに、

仰せられ候よし申せとて候

(16ウ)

廿二日、

(16才)

隠岐守殿我ら儀付万憑入存候、(豊原慶秋)尚々御懇被懸御意候、九月十四日 、如何様与風罷上、以前以参如申侯、照秋

可忝存候、 によつて、于今雖有御糺明、進上不仕候上者、 摂州 雖然先度八幡林を被下候処、 御奏聞候様、 /山山平 八幡、内 殊照秋。相尋候処、 .并河州 可預御披露候、 -- 小村給、 事 家秋朝臣讓状所持仕候由、 如此返事候、 恐々謹言、 ·被下之由被仰出候、 八幡林以下を被下候者、 則 進 上申候、 先以忝畏存候、 景益申上 以 此旨 預

十二月廿日

秋

-代殿

廿六日、 慶秋朝臣 审 ·状并照秋書状相副 以御文御

はやしの事、 事をは御たつね候て、 しうしん申候へとも、 かさねて仰られ候はんするよし仰せられ、 はしめのほうしよにもしかとの

日けさむに入られ候のり秋かしやう、

御らんせられ候歟、

やわた

女房奉書如

此

られ候へし、」申候事、この程御まいりをまたせをはしまし候へとも、 たしかなるせう人なと候は まてる秋か状をけさむに入候ても、これにもしかとは見え候はす候、 かさねてのり秋の朝臣に申候へと仰

ひやうふ卿とのへ

に、 にあつけ下され候はんするよし仰 てる秋知行 いゑ秋 御 ふしんに候へとも、 ゅ うつりて候よし申候、 のさい所ともの事、 しかとの事は御しり候はぬほとに、 ししようなともたしかに候はぬほと さきの せられ候へとも、 たひやわたはやしをの秋朝臣 かけやすの朝臣 その

> つけられ候へく候、 かなるつの国のさい所三个所ならひにかはちのこ村きうの事を仰 猶 Þ ほうこうをいたし候へきよし仰せられ

候よし申せとて候、

せ ほ

廿九日

被仰、 慶秋進書状、 用 秋御使『一被仰、 摂州三个所 不承引、 河州等在所返進之由 仍御披 申 無勿体之旨度

卅日

師範事、 慶秋申状以 被改、 前之儀也、 繁秋 被仰付之由可申 依召御参 内 付之由仰、 兀 个所之事、 則召仰、 繁秋二被下、 畏之由申之、 御

(翌) 但加思案、 御返事可申入之由申入、」

習年正月十四日所望、 仍書遣之、

(18才)

事 摂津国小八幡并山平・ 可 `全領知繁秋之旨、 熊 、内等郷、 可令下知之給之由、 跡以 · 丽秋河州高宮之内小村給跡、 水村高宮之内小村給

城村秋之 被仰下候也 謹

月卅日

人権弁殿

蔵人権弁!!

二月三日 文明十七年

(18ウ)

御楽始日次事、 可 ·尋仰之由 仰 則陰陽 頭 (主御門) 被 仰 来 Ŧi. 日

七日・九 日 三个月 **操進、** 御披露之処、 可 為九日之由 被仰 出 於 御

平調

目録被定、

花山院以折帋内々示之、 (政長) 内々親王御方申入、源少 内々親王御方申入、源少 (廃仁親王) (庭田 (廃世親王) 人、源少将祗候之間、(庭田重経) 同急 五常 [勇力] 石兵衛督・田宮緩小路俊量) 帯傷 向 中重林

将治哥

同

.示遣、

四

日

(17ウ)

やう部卿とのへ同日

(159)楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉)

繁秋召仰、 同遣之、 之由申 付 新三位·京 (山科言国) (山科言国) (山科言国) ( ・頭弁・頭中将・頭弁・頭弁・頭弁・頭中将 仰、 但 ·伯中将等、 (資氏王) (資氏王) (豊原) 難側測 冝 時 録 宜 重 示 遣 而 可 中通伺 院秀定

来九日 司 `有御楽、 月三日 可 令参仕給之由、 内 々 、被仰 下候 也 恐々謹 言

園 前 中 有 納 言 殿 中 山 宰宣 相親 中 将 殿 頭 争 将

殿

中<sup>御</sup>五 院書日、 殿 右大将 殿長 右 兵衛督 新二 位 頭 弁 源中将(田向重治) 源少将等 遣

申試処、 有御延 以 可有御延引之由 女房奉書、 引 中山宰相中将 中 人々 旬比日次 稽古未練、 萴 (被申四 可返進、 新三 [辻前中納言催前之間、一通送遣了(実性) |位・重経之外可為時宜之由被申、|(庭世) 仍 ·九日難成之由申輩有之云々、 通送遣了 然者 内 人 々 可

有宗朝臣相尋之処、 可為十三日之処閉也

儲日陰陽頭撰進、 来十三日・ 七日 +九 日 也

六日

於御伝受者可嫌 楽方以外忌之、 御 可為如何哉之由 :楽始何可有子細哉之由 仰 有宣卿

仍十三日 御次之、 其趣申催了、

九 E

御楽目 録 野被出

十三日

早日 御 参 内 少 々 参 集、 申 刻計 事 始 御懸北上 西 둡 今日細

雨

尤不弁、

中親王 御方 式部卿宮御祗候、(伏見宮邦高親王)

御

旂

作残楽甘州

四楽 散状

笙

(21オ)

大鼓

太神景俊

三月三日 有盃酌事 如

之由 景熙申伊 也 与守之事、

今月御 潤三月廿 盲 **|**録被出 H 御

(21ウ)

秋等可下進之由 仰 季継為在京可召加由 仰

人数近臣之外資氏王

•

重⑪

治向

朝臣、

地

下

-景兼

壑

楽

狛壱越調

(20ウ)

御所作中 院 一通(通秀) 右大将 新 位 重 経 峯 (豊原) 繁秋

宗統(松木)

篥

安倍季継

笛

中 111 宰相 中 将 右兵 へ衛督 元長朝臣 景山 康井

朝

景山兼井

景(山 益井)

式部卿親王 (伏見宮邦高親王) 袁 前 中 納 言 基富朝空 臣

筝

親王御方 兀 汪前-中 納 言 同 (季経) 将

鞨鼓

統豊原(豊原)

景山 無井 鉦鼓

事畢於鬼門完 例

御 披 露、 勅 許 習翌 日カ 頭 中将方へ申送可被宣

春庭楽只拍子、 双調

賀

殿

破

同

急

春

·鶯囀颯

踏

同

入破

酒

胡

子

武 徳

(23才)

大鼓

四辻宰相中将

式部卿親王

琵琶

右兵衛督

元長朝臣

景 兼 安倍季継\_

篳 葉

笛

繁秋

高麗

右兵衛督

元長朝臣

景

兼

笛

篳篥

安倍季継

(22ウ) (22才)

> 四辻宰相中将・右兵衛督・退宿徳 敷近 胡徳楽 等相触、 悉加奉、」 新三位・頭弁・資氏王・重治朝臣 重

経

式部卿親王

琵琶

親王御方

四辻宰相中将

鼓

敷[手力]

地下繁秋召仰了、

廿八日、

綾小路中将・資氏王・重経、繁秋・<sup>[葉永]</sup> (田向重治) (田向重治) (松木宗綱) (松木宗綱) 山科(言国) 頭 が弁の

事了被下御銚子、 (室脱カ) 御楽散状

御所作 親王御方 Щ 科三位 資氏王 重治朝臣 重

経

宗綱

(23ウ)

十三日、 四月 繁秋

御番之次、 来月御楽御目録之出之、[被カ]

人々為稽古早可相触

由

仰之、

桃李花一帖只拍子、 喜春楽序 同破 安城楽

平蛮楽

海青楽

鳥

黄鐘調

急

狛壱越調

貴徳隻破

同急

「楽所奉行方文明十七宗綱卿記、表紙)

(1オ) 文明十七年六月

十八日、

旨可申入之趣被申之間、 繁秋申多只久·太神景兼上下五位之事、 (豊原) 忠默、(山井) 受賞等猶可然歟之由申入之処、 可混自余、上下之事、 被仰云、 繁秋去年従上之事申入之間、 可有御押任由被仰下、此事御談合也、 不可然、 猶可有勅許之由、 追而可有御沙汰歟、 雖為早速、 今日勅許、 為御師範之間、不 重而被仰下、 此次以勾当内侍(四辻春子) 自然又曲御伝 . 所存之 此上

十九日、

楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉) (161)

(1ウ)

者不可及是非、

早可申付之由申入了、」

(2オ)

繁秋被召仰宣下之事、 頭園 中将可申之由被仰付了、墨富)

二月 之例、 事如何、 七月、 及是非、 当家殊及数度、 御 楽御 先規不可及沙汰、 教書不被遣、 况星之手向、 神 兀 [辻前中納言依重 <sup>(実仲)</sup> :事尚以別勅参懃、 何 有子細 哉 、清景神宴又経服参 [暑ヵ] 〔軽〕 『服不可及相触由仰、 但為時宜上者、

七夕可 了有御 楽、 可 `令参仕給之由、 内 々 被 仰下 -候也、 宗綱恐惶禁 謹 言

宗綱

殿 七月三

極臈方へご 頭中将殿 袁 園前中恤 (基有) (基有) (通秀) 所役以下 | 内三日 | 内三日 | 大三日殿 | 綾中将殿 | 大三日郎 | 大田郎 | 大 可被存知之由申遣、 将 源少将殿 (庭田重経) (庭田重経) 村殿 新宰相殿 (綾小路俊量) 111 科二 位員 殿 頭貨 好戶 與 ( )

先有御 酉刻計 七月、 日御参 祝、 人々先有盃 内 未人々参、 酌 山科 位 兼

御 [所之御大鼓依不鳴也] 於鬼間有此事如例、 事了被始 而祗候、 於御懸東向、 大鼓景兼所持之被 秉燭之程各被参集 地 心下打坂等は 被 T

儲 Ţ 所役下部兼致也 (吉田カ)

七夕御 楽

二行、

重庭御後 垂経 (大御門天皇) 作 (中で大皇) を上御門天皇) 中院前内大臣(通秀) 右 大 将 H 科 位 資 氏 王 重亩 治向 朝

臣

豊原益秋

業

安倍季

笛

琵

語

新 宰相 元長朝臣 景山 康井

朝臣

景

兼

太神景俊

(3ウ)

大鼓

廿 点 日、 御

田重来 向治月 • 庭等相触了(庭田重経) 触了、 出 四季 迁經 . 綾俊 小量

路

山會 科国

頭

弁

頭

中 将

伯資 主義

大食調

輪鼓 英 禅 脱 傾坏楽急 合歓楽塩 賀 主恩 仙 遊 霞 庶人三台

長慶

子

(4オ) 八月

帰徳破

急

狛壱越

調 同

御楽去十九 廿 中将 中山宰相中 (宣親) 九日依物忌延引、 午刻 人々参集

四辻宰相 下 **景兼**景熙不参 中将 豊原用秋 中 将 景鼓太神 山科三位 益<sup>豊原</sup> 秋 元長朝臣

資氏

王

重

地

御<sup>笙</sup> 所 作 式监 卿 親王 親 王御方左筆、

今日各御 銚 子進上、 伯御銚子提土器之物等進

Ę

十六日、 今月御楽来廿八日 可 单 沙汰之由 [被仰出、]

(伏見宮邦高親王) (伏見宮邦高親王) 崩 納 言 基園 富朝臣

1辻宰相 中 将

鞨鼓

慶秋朝臣 (豊原)

不 仕 此

目 1録今日

1被出

則

和触了、

盤渉 調

採桑老 蘇合 秋幅 同 急 蘇 斯英者 字 ]

皇仁破

狛壱越調

同 .;破 日柏

Ŧ

秋

楽

廿二日、 有之云々、 筑後宗統 同急 (豊原統秋) 仍御伝受、 今度御楽来廿八日御治定云々、 此次急入之説、 ツイトヲリノ説、 蘇合急三反説可 三个条具申

受云々、 廿八日、 尤率爾、 午刻参 不可然」事歟、 内 「共一事歟、景俊依景益不和近日景兼扶眼、 於薄亭改装束、人々参身 — -(以量) 田向中将今朝説伝(重治) 雖

竹園被仰付云々、四(伏見宮邦高親王) 然蘇莫者笛秘之、 仍伝受、今日参、是又以外事也、 又三反説等他流尤有憚、 今日参仕具散状、 今朝白

今日 東向於御懸有此事、 三帖破之間、 重而有之、 依雨俄儲之、安倍季音三反説不存織屋 中程拍子抜歟、 不分明 知 仍不所作

御楽散状

御所作 新宰相(山科言国) 資氏王 重治朝臣 益秋

篳篥

安倍季音

源字相 宝相 。 中山 [宰相中 将 元長 朝臣 景熙

太神景俊

琵 琶

式部卿親王

王御 方 四辻前中 納 言 新中納三

(7ウ)

廿

四

目

来月二日御楽延引、

単集延引、自昨日御不予之御事云々、」今度弘秋可召加之由仰、 豊原

十九日、

繁秋召仰、

分可申付之由仰 御人数事、

堂上同前、

(6ウ)

親王御方 兀 1辻前中

鼓

統秋 大鼓

繁秋

十月 十三日、 御楽来月二日可申沙汰之由

壱越調 廻坏楽只拍子、 冬明楽 古鳥蘇塩破胡飯酒破 [並] 出目 河水楽 録

(7オ)

胡子

新羅陵王急 狛壱越調 地下慶秋朝臣· 新靺鞨

景兼・繁秋・景益 大鼓 · 安部

安楽塩

酒

継、 此

(163)楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉)

(6オ) 繁秋

大鼓

統豊原 鞨鼓

高 麗

篳篥

安部季音

源宰相 笛 元長朝臣 景熈

太神景俊

比巴

式部卿親王

筝

-納言 新中納

(8ウ)

鞨鼓

中納言

慶秋朝臣

大鼓

景益

高麗

笛

(8才)

廿三日、 月 太神行連・ 但 馬守 同晴方、 **狛祐勝、** 勅許、 籾許、蔵人弁方へ可被宣下之由申、 (坊城後名) 左近将監 豊原益秋・狛友兼、左 左衛門少 繁秋 簾 中

志

+

樽歟、於御学問所有一献、予被召御所祗侯、及大飲、」 (聚名) (東名) (東名) (東西觀王) (本本宗綱) (東名) (北山院政長) (北山院政長) (北山院政長)

御楽散状

豊原弘秋 御 所作 簾 宗綱 中

内大臣(花山院政)

資氏王

重治朝臣

重 経

繁秋

(9ウ)

廿三日、

繁秋申弘秋替名之事、

朝秋、

弥秋養子熙秋事、

景俊為猶子、爵申

十二月

豊原弥秋

鉦鼓

大鼓

文明十八年

一月九日、

**遠変、仍弥秋猶子ニ沙汰之、** 時為景隆、景益依有不会事

長 新宰相

笛

琵 琶

源宰相

元長朝臣

景兼

袁

筝

前中 -納言

御目録被出、 来廿二日可申沙汰之由仰、 昨日日次仰」有宗朝臣進

十二日、

事有宗朝臣方へ尋遣、 (土御門) 楽所奉行事辞退之処、

尚 可

'申沙汰

由

以

女房奉書仰、

仍御

楽始日次

(10オ)

平調 弋 Ŧi.

裹頭楽 常楽急 太平楽急 三台急 甘州

五常楽急只拍子云々、 只拍子字不被賀、 近代此只拍子無其 (沙汰、

如

老君子

万歳楽

源宰相入来、(綾小路俊量) 可申入之由仰云々、

景兼知行丹州大河内村事、

仍此子細演説之間、

雖斟酌可致披露、 先度内々奏聞、

但以楽奉行 然者以書

何

(10ウ) 十 应

状可申之由

被仰付歟由申、

及黄昏彼状持来、

可披露之由返答了、

園前中

納 色 源宰相

元長朝臣

景 兼

(9オ)

新中納言

鼓

H

(11ウ)

(11オ)

尋仰之由仰、 時率爾歟 奏事楚忽之至 者程隔事 **派兼書状** 敷、 進之処、 成敗之様可 無武家成敗者、 誠以仰可 有可 尚可尋決、 /
然事 '然事歟、 有其沙汰、 被出 当時自然被仰付之後、 此 此在所故景藤時代"不 第不可然思食之間、 女房奉書事不可然事 不知行 為武家之成返之 候也 重 細尚 源宰 々、 相 可

来士石井二日世紀之、 亓 有御 楽、 可 令参 任給之由. 内 々被 仰下 <del>·</del>候 也 宗綱恐惶

触之由折 頭弁殿 伯殿 が帋ヲ遣 綾田 小角重治 中 将 殿 庭源 (田重経) (一年) (一年) 殿 極臈方へ(五辻富仲)

中仲

·納言

殿

新中納二

言殿

源宰相

殿

新宰相

殿

所 役 両 人

亓

相

十六日

統豊原) 明譜 載 礼知心之五常。五音二分元 急 之 九 二 若子細在之歟、 出之、 定可有 Ŧi. 十下乙乙"乙乙、 常 子細事也、 楽急只拍子事、 但口伝云、 不尋決事、 条々子細不可勝 此分相伝云々、 被尋仰之処、 奥二反凢乙『凢一 道之率爾歟、 計 此事十三 事 凡五常楽之御事、 敷、 IJ  $\Box$ 雖 一川一吹乞□十川 帖 伝 事、 有 破只拍子不 諸譜 以 以後為分 仁義 不 注

凣 ナッ下ナッ乙乙ッ下ナッ乙乙ッ工凢ッ 一吹一吹乞吹十り 、 ころ九ト繁秋方ニハ仕、仍如此申云々、十一 「乙九」十一下 「乙乙」乙」 以上時元譜ニ相違歟、 IJ 一一辰九乙リ

(13ウ)

出

伝之由 参番之処、 申之、 親勝 可 É. 為 御丟 如何哉之由 方へ 被召、 仰 五常楽急只拍 兀 [絃又同 前 子事、 云々 絃 則 仰之旨令 無譜 并  $\Box$ 

為冥

加

定

歟、

也

之由 先明 仰 尤 日 可 笛 |然事 両 人所 歟 存 可 相 尋之由 仰 候、 答笛 不存之由 审 者 可 被 閣閣

聞、

十九 日

有口 之云々、 繁秋召仰 伝之由 祚 率 申云々、 -爾之申 ·日仰之旨申命了、 汖 以繁秋景兼并景益相尋所存之処、 伝等無之、 以 御文此趣被申、 少年之時景藤 所 両 人

(12ウ) 廿一

日

統秋来、 於拍 裏書 御説如此之上者、 説相違也 子者不可有相違、 注 本 此說、 可 只 所作之由 可 (拍子事、 為如何哉之儀申入、 慥有之、散不審了、 彼方説分"可 返答了、 繁秋方ニハ十 然者何 師 融説可 所 然者口伝分無相違歟、 豊秋譜并龍秋自筆譜持: (豊原) (豊原) -一。乙乙九,如此仕云、 作歟之由申、 応他説哉 両説相違、 加思案之処 云々、 但於所作 尤有気 此譜之 然 所 詮 此 方

(13オ) 只如

廿二日 下衫、

早旦 説等"無之、 虚被仰出之時可致沙汰歟、 言招景兼渡之云々、 立依召参 尚 四 内、 絃 同 前 此事不可然、 敷、式部卿宮御所存尋申 (伏見宮邦高親王) 御学問所、参庭上之処、 古来絶楽自絃管 Ŧi. 常楽急了、 就其四辻 将又笛 渡之事、 両人伝受 新季只中経拍 納

事仰之旨被畏申、 雖然此只拍子近代無其沙汰、 先参 御 親 可 記 不 王御 御譜等未撰 可 尋決之由仰、 然 方、 両 又御参ありなから御見処之時者、 一曲三 此事」 (有璠、綾小路有俊) (田向) 中納言入道 中納言入道 (有璠、綾小路有俊) 不可 晃之 由 仰、 楽林 軒等 又 所存 可 尋之 由 仰、 次 一曲御伝受之後、 彼有無之事難被決 申入、 又譜等非御座右、 則参竹 伏見宮邦高親王) 「**園、以中将申**ず 重治朝臣 (田向) 以自見御沙汰之事、 所詮先可有御 押而御 四 入之処、 申畏之由、 絃 所 "絶之分治 作 作 一 の輪 事 か 事 か 不参之由 誠 退 此

披露、 景益重而相尋之処、 仰 存。無其伝受之輩不可然歟、 々懇望渡之云々、 尤有其謂 無為一遂所作了、 於無伝受者所作者不可然之由仰、 歟、 為道尋処、 了、於冥慮者難側、 <sup>[測]</sup> 為道言語道断事也、 伝受之由申入上者無子 雖無御所作、 其謂者、 御代季長吹之、 仰之旨殊勝存者也、 可為准処歟之由申入、 拾翠楽急之譜慥所持、 忽可失生涯子細之間、 尚御参候事、 細 此趣申、 以外御切檻之処、 但今度景兼慶秋"以 又楽林軒召仰、 仍斟酌、 可申之由 又祗 景兼・ 雖 不及 仰 所

堂上地下無為之御礼申入之由、 太平楽急親王御方、 御楽未終刻事始、 東向御懸地下儲仮屋打板、 老君子中院也、 以勾当令披露了, (四辻春子) 各五反、 事畢 残楽三台急御所作、 (後土御門天皇 **- 於鬼間** 有盃酌事

四楽 散状

御 重庭所 経田作 峯豊簾 秋原中 中院<sub>(通</sub> 秋 朝今大 :: 蒝 内症 大臣 用 秋 長 新宰 相 資氏 王 重 治朝 臣

篥

安倍季音

(15才)

源 室 相 笛 中裏 中山宰相中将頭楽無所作、 元長朝! 景山康井) 慰朝臣 景 兼

景益

匹 1辻前 中 納 言 新 中 納 言 k 低無伝受也、 所人只拍子短

語

袁 前中 - 納三只拍子無所作、子細同前

鞨鼓

秋朝臣

(16才)

廿九日 状申入、

> 又所存之旨者、 若奉書不被出

被遣御奉書、 繁秋知行高宮内小村給事、 繁秋方へも、 若不渡者、 照今 依難渋不去渡地下云々、 高宮郷押置 可 被致注進之由 不可然之由

被遣折紙

卅

(16ウ)

沙汰し誠て、 景兼来、 小河内村事、 重而 院宣を可申之由被載之、 旧<sup>後7</sup> 旧小+ 院<sup>松之</sup> 勅書云、 そこつなから先文を被遣 然者其時も無知行之段

右衛門佐殿奉書候之上者卜云々、(畠山義就) (畠山義就) 時刻到来、 一可了簡之由申仁体有之之上者、 接院殿御自筆有書状、 無其奉書、 旁不具之支証共也、 女房奉書可申沙汰之 雖然其状詞云、 但

三月 返答了、

二日

三日 景兼申女房奉書事等、 以長橋申入、 以前被下支証物四通持参返上、」

(17オ)

景兼申奉書被出之、

畏之由申入、

則綾小路方へ(俊量)

、造了、

以

前

申沙汰之

家以下

知致知行者、

定可

歎

車

其時者率爾之御成敗之様

可 敵

奏聞之時、

事

此子細等可申入之処、

卣

間

、内々勾当局物語了、 田者、愚老存疎略之様可被出者、愚老存疎略之様可被 (松木宗綱)

被申

蕳

々以

(15ウ) 景山 無井

廿六日、

景兼書状付長橋、-(四辻春子)

大概申入、

此状長橋

随 身、

子 細

演

説

鉦鼓

大鼓

第29号 東京大学史料編纂所研究紀要 2019年3月 (166)

勅許之 有沙汰 方若

七 間、 Ħ 就 水本路 可被遣哉之由 申遣了、

八日、

景兼申大河内村事、 被下女房奉書、 則源宰相許へ尋遣 重角 長朝臣本領之処校申之由、 が しん、 削 相 副 申

科事哉、 書状、 仍以散被下女房奉書、〔前力〕 由申入、 上之文書被下、 行之由申入者、 楚忽之申状歟、 景兼申状、自 事也、 時宜申遣之処、 奏事不実可被行御罪科之条難遁者也、 如御法可申付、 可為当知行之処、 「源宰相許送之、則付進長橋局、 (四辻春子) 可拝見之由仰、 仮令其時被対支証、 不可然事也、 則彼奉書持参返上之処、 早可返上之由可仰付之由也 若無覚悟者、 当時不入手之由申入、 依召早参、」以勾当被仰云、 披見之処、 被経御沙汰歟之処、 可尋沙汰之由仰、 誠 、当知行之事者不存知 比類文書明迫之事也、 自最前重長朝臣為知 入火中云々、 如何様 則源宰相許へ送 重長朝臣進 国人押領之 景兼申 可 7有御罪 不便、 云々、 (19才)

彼卿被召 『仰御切檻云々、』

入了、 仰之由仰之間、 景兼御 十月 出仕之歟之由 罪 科事、 一被申 行向両所之処、 可 '被止出仕之由申入之処、 向長橋且演説 勧修寺依所労無対面 帰路参 尚勧修寺 親王御 都護卿可被止(甘露寺親長)(甘露寺親長) 方 此 **起等申** 

十一日

間女房文等悉入鳳箱了、 景兼事、 可停止出仕之由、 早 Þ 可 单 ·付之由被仰出 則 繁秋召仰、

Ŧi. 月

[子細之由仰女房奉書、 日 益 阿 波 国 進 発 暇 申 七 ラ以 前 :可罷上之由 申

> 景俊楽稽古事 廿二 子細之由申 可参懃之由可申 旦 北野社神事参仕之事、 景兼 付哉否事、 可仰之由 御奏聞之処、 、開之処、景俊°代ニ可召進哉之由: 景煕依所労及闕怠之間、以蜜々見 内々被仰下、 以橋本内々入魂、 、景兼 仰 無

極也、 及押妨者可歎申之由申入、 四 日 所 詮於小村給分者、 照秋参、 景康 令同 直 此分誠不可然、 道、 繁秋方 繁秋小村給事、 可召渡、 早召仰繁秋可申付之由 相 押惣郷燈油田 語 悪党及無理 迷惑至 候、

廿

七月 仰了、

三月 同急 七夕御楽被出 青海波 目 剣気禅脱 (褌) 録、 ·沙汰之由 柱 千字仰 秋子 、 沸 調 蘇 合序 同三

楽所奉行 万文明十十 九宗綱卿記

(1オ)

三月廿七日

来卅日可 ►人等之事繁秋召仰、 <sup>(豊原)</sup> ※卅日可有御楽、可申 平調 可申沙汰之由 重而申入、今日以頼孝堂上方々へ相触了、 抑奉行之事、 御一巡先可被仰付之由申入之処、 仰 雖仰遣、 則風記有宗朝臣方へ被仰遣、 自去年辞退、 故障之間、 尚不納之間、 其趣申入、 然者当 、御目録、 山科 今日 地

(1ウ) 万歳楽只拍子、

三台急

五常楽急

此

春楊柳

鶏

徳

太平楽急

林哥

廿八日 楽所奉行之事、 於兼日者可申沙汰、

当日

事、

尚他人可被仰付之由

楽所奉行方宗綱卿記 (渡邉)

散状

(2オ)

運之由申入之処、 之事可 力領状申入了、 入之処、 7,存 知、 右面 衛門門 於不参者無力、」 当時堪能不知其仁、 .督三被仰、 奉行等之事、 窮困無僕、 於参仕者可申沙汰由、 猶可依堪不堪之由、 只可被賞累代歟 旁難存知之由歎申、 以 奉書仰、 山 |科字 仍尚 柏 仍?幸 無シ理 <u>当</u> 日

卅 日

未刻計参 (ビー: 鷹等進上、 の朝内々付長橋御樽・ (四辻春子)

内、

々少々参仕、 竹園御参、園(伏見宮邦高親王) 園前中納言依歓楽遅参、 今日

·景明初参、 (山井)

\_

(4オ)

十四日、 廿一

親王御方曲

御伝受之事御延引、

危急也、 繁秋四品之事、 右幕下依御不例繁秋四品之事、

為

御

師

範

-院前内 繁秋 大臣 統豊 秋原 花 朝令山 秋橋院 前 内長 大臣 原 甪 秋 Щ 同益秋 日科宰相 伯三位(資氏王)

> 重亩 治向

> > 賞

可被叙之、

以吉目

一一一一

知職事之由被仰

下

可然之由申入了、

十八日、

依為吉日

召

仰

繁

秋

兀

品

勅許之事申含、

申畏之由

頭左大弁方。

源宰相 景康朝臣(綾小路俊量)(山井) 景山 (山景未 井) 益階 太神景明

笚 納 言

(伏見宮邦高親王) (大見宮邦高親王)

(3オ)

元(甘 長事) 朝 臣

安倍季継

篳 華

簾(勝仁親王) 中親王) 兀 迁 前実 中仲 納 言 右衛門

||督

慶<sub>豊</sub> 秋朝 朝 臣

太神景俊 景山 (山井) 鉦鼓 大鼓

(4ウ)

候 也 兀

左大弁殿

繁秋依鳳

**原笙御** 

師

範

1賞被

叙

四

品

候、

早

可

令

宣下、

仰

下

マ

通

恐々謹言、」

月十 日

宗松(松木)

六月

廿四日、

以文内々今日仰奉行之由申入了、

親王御 有宗朝臣 方 召勘文、 一面御伝受延引、 今月廿九日・ 今月末・ 七月七日云 来月始 岃 々、 申 沙 汰 由 被

仰

出

則

仰

(5オ) 風記進御 廿六日、 所 可

'為来廿九日之由 仰

御

太刀事、

申

-遺勧修寺被

尋、

先規如此

注遣

自武家被進御馬(足利義尚) 廿七日、 則召仰繁秋朝臣

(3ウ)

残楽

是大内臣、 (丙大子) 五人、五

五常楽急御所作・式部卿宮・源宰相・安倍季継、(伏見宮邦高親王) 自余次第、 太平楽急花山院前内大臣、

月

親王御古(勝仁親王)

方面曲

御伝受遅

々、

々

申入之処、

日次事

可尋仰之

被仰下、

仰有宗朝臣、

進風記、 不可然由

今月廿 内

日

世

三日

撰進、

可

為

日之由

被仰出、 則

則召仰繁秋、」

三月

徳

失、自余次第、

慶雲楽只、

万歳楽

甘州

五常楽急

一 府 扶 南

小娘子

老君子

七月

(5ウ)

蘇合文明十一正月廿五日、

自武家御馬・

御太刀、

**当今** (後土御門天皇)

蘇合寬正二十月廿六日、 自武家御馬・御太刀、

銀

皇帝・団乱旋文明ニ年十月十九日、同自武万歳楽自余略之、ニョナ五日、同自武家被遣、

親王御方 同自武家御進上、」

万秋楽同十三年二月十八日、同御進上、

注遣了、

之由仰、 、被略(マ`) 章小楽少々被出

先御出座、次申次作円座、次御師範着座、明後日曲御伝授御次第可作進之由被仰間、

次御伝受、

次御奥書進上、

如此書進、

先退出、以申次追進上、次各退出、申次人取之、進御前、或又次各退出、

廿九日、 

菊亭亜相未学之由於竹園被申之由也、 (今出川公興) 一日、七夕目録被改下、除慶雲楽・1 除慶雲楽・万歳楽、只拍子、三台急ラ被加、

是

二月

渡遣之由仰、 依所労申沙汰之儀迷惑之旨、 則以賴房送遣了、 頻申入、 仍山科宰相被仰付、 御目 録